

## 5月30日は「ごみゼロの日」

毎年5月30日は、「ご(5)み(3)ゼロ(0)」の語呂合わせで、「ごみゼロの日」に定められています。栃木県でも、県下一斉の清掃活動、とちぎの環境美化県民運動を5月30日(日)に実施します。自治会や市内の企業を基本とし、ご協力いただける場合は、感染防止対策を行って実施してください。

また、収集したごみはご自宅へ持ち帰り、分別した後、指定の収集日に出してください。  
 ※ごみの収集は道路や公園などの公共の場所に限り、私有地のごみは収集しないでください。  
 ※公共の場所に投棄されているタイヤや廃家電などは収集せず、環境課までご連絡ください。

## 資源ごみの集団回収をご利用ください

新聞等の古紙類、びん、缶、古布などは、リサイクルが可能な「資源」です。市では、現在、地域自治会や育成会、小中学校など、約70団体が回収活動を行っています。できるだけお住まいの地域の集団回収に協力しましょう。

### 回収活動を市が支援！

資源ごみの回収重量1kg(空びんは2本で1kg換算)につき5円の報奨金を交付します。

### 資源の持ち去り防止に効果

集団回収に出された資源は団体の所有物です。ごみ集積所からの資源の持ち去り対策としても有効ですので、ぜひご利用ください。

## 斎場使用料補助金

管外の斎場(火葬場)を使用した方に、補助金を交付します。  
 ※管外料金を一度は全額支払っていただき、後から補助金が交付されます。

### ■補助の条件

亡くなられた方または斎場使用申請者が下野市民であること

### ■補助の対象

石橋地区の方 全国すべての斎場と待合室の利用  
 国分寺・南河内地区

小山聖苑を除く、全国すべての斎場での火葬と待合室の利用  
 ※悠久の丘と小山聖苑に限り、式場・控室・霊安室なども対象です。

### ■補助額(上限)

火葬 1体5万8,800円  
 待合室 1室1回1万6,810円  
 式場など 管外料金と管内料金の差額

### ■申請方法

申請書に斎場の領収書の原本を添付し、環境課に提出



## リユース食器補助金

リユース食器で飲食品を提供する団体に、食器のレンタル費用の一部を補助します。

### ■対象団体

自治会、商工会、学校、観光協会、NPOなどの市内団体

### ■補助金額

レンタル費用の2分の1(上限3万円・100円未満切り捨て)  
 ※リユース食器の紛失や破損による弁償額は対象外です。



## 不用品リサイクルとは

ごみの減量化を推進するため、不要品リサイクル事業を実施しています。市民の皆さまから受け付けたりサイクル可能な不用品の情報を管理し、リサイクル品の譲り受けを希望する方に、その情報を提供する制度です。

「譲ってほしい」品物と「譲りたい」品物が一致した場合、相手方の氏名や連絡先を環境課からお知らせします。その後は、ご本人同士で話し合いのうえ、譲り渡しをしてください。

### 注意事項

- 皆さまのご厚意により成立している制度です。譲り渡しは無償でお願いします。
- 「譲りたい」に登録した品物は、各自で保管してください。
- 動物や植物、食品は登録できません。

## 不用品リサイクル情報

### 〈譲りたい〉

自転車用チャイルドシート、学習机(小学生用)、エレクトーン(30年前のもの)、勉強机、2段ベッド、カラーボックス、上三川高校体操着(冬用上下、女性用Mサイズ)、柔道着(上下、Lサイズ)、LANケーブル(7m)

### 〈譲ってほしい〉

乳母車、乾燥機、薬師寺幼稚園体操服(年少以上サイズ)

